

| | |
|--------|--------|
| 地域指定年度 | 昭和44年度 |
| 計画策定年度 | 昭和45年度 |
| 計画変更年度 | 昭和57年度 |
| | 昭和60年度 |
| | 平成16年度 |
| | 平成19年度 |
| | 平成23年度 |
| | 平成24年度 |
| | 平成29年度 |
| | 令和4年度 |

前橋農業振興地域整備計画書

令和4年6月

群馬県前橋市

目 次

第1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～6
 - (1) 土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
 - ア 土地利用の構想
 - イ 農用地区域の設定方針
 - (2) 農業上の土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～6
 - ア 農用地等利用の方針
 - イ 用途区分の構想
 - ウ 特別な用途区分の構想
- 2 農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向・・・・・・・・・・・・ 7～9
- 2 農業生産基盤整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 他事業との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 農用地等保全整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 農用地等の保全のための活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13
 - (1) 遊休農地解消策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 遊休農地の発生防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 他機関と連携した遊休農地の発生防止策・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・ 13

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～23
 - (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～22
 - (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・ 23
- 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～25
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・ 25

第5 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～33

| | | |
|---|-------------------|----|
| 2 | 農業近代化施設整備計画 | 33 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 33 |

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

| | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | 34 |
| 2 | 農業就業者育成・確保施設整備計画 | 34 |
| 3 | 農業を担うべき者のための支援の活動 | 34～36 |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 36 |

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 37 |
| 2 | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 37 |
| 3 | 農業従事者就業促進施設 | 37 |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 37 |

第8 生活環境施設の整備計画

| | | |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 生活環境施設の整備の目標 | 38～39 |
| 2 | 生活環境施設整備計画 | 39 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 39 |
| 4 | その他の施設の整備に係る事業との関連 | 39 |

第9 付図

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 土地利用計画図（付図1号） | 別添 |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号一①、②、③、④、⑤） | |

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
- (2) 用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約 100 km の地点に位置している。市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっている（最も高い所は富士見町（国有林）の標高 1,823 m、最も低い所では、下阿内町の 64 m）。

市の中央部から南部にかけては、標高 100 m 前後の関東平野の平坦地が広がり、本市を両分する形で南流する利根川の両岸に市街地が開けている。このため、水資源の活用がしやすく、また、同時に全国有数の日照時間にも恵まれている。

本市の道路網は、主に国道 17 号、国道 50 号、国道 17 号上武道路などを骨格として形成されている。また、高速自動車国道として、関越自動車道、北関東自動車道があり、関越自動車道の前橋インターチェンジ、駒寄スマートインターチェンジ、北関東自動車道の前橋南インターチェンジと駒形インターチェンジが整備されている。

この他、市中心部と大胡地区及び粕川地区を結ぶ（主）前橋・大間々・桐生線、市の南部を通り大胡地区を結ぶ（主）高崎・駒形線、（主）藤岡・大胡線なども本市の道路網の骨格として機能している。

本市の今後の土地利用の方向については、人口が減少傾向を示しているものの農業においては立地条件の有利性を活かし、首都圏等における食料の主要供給基地としての地位の確立が期待できることから、農業生産の面においては、ほ場整備事業など農業生産基盤整備事業実施地区を中心に、生産性の高い都市近郊農業地帯としての振興を図る。

このため、地域農業の担い手である認定農業者や集落営農法人等への農地の集積・集約化を促進するとともに、大・中型農業用機械の利用に適応する農業生産基盤の整備を行い、農地利用の効率化、生産性の向上及び経営規模の拡大を目指す。

農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保し、農業振興施策を総合的かつ計画的に推進を図ることが、本市の力強い農業を実現するための最重要課題である。

そこで、農業振興地域制度が国土の計画的・合理的な利用を促進することに鑑み、農用地区域においては、農業振興施策を計画的に実施していく。

また、農用地利用計画に係る平面図の作成には今後もデジタル地図を用いる等デジタル化を推進し、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握していく。

なお、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため農用地区域からの農地等の除外については、都市計画等、他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めるものとする。

○ 農業振興地域内における目標とする用途別面積

（単位：ha、％）

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用 施設用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 | | 工場用地 | | その他 | | 計 | |
|-------------|---------|------|-------------|-----|----------------|-------------|---------|------|-------|-----|---------|------|----------|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (R2) | 8,455.4 | 39.1 | 255.0 | 1.2 | 4,718.1 (0) | 21.8 (0) | 2,514.6 | 11.6 | 265.4 | 1.2 | 5,416.5 | 25.0 | 21,625.0 | 100 |
| 目標 (R12) | 7,948.6 | 36.8 | 270.2 | 1.3 | 4,772.3 (0) | 22.1 (0) | 3,086.5 | 14.3 | 329.5 | 1.5 | 5,206.9 | 24.1 | 21,614.0 | 100 |
| 増減 | △506.8 | | 15.2 | | 54.2 | | 571.9 | | 64.1 | | △209.6 | | △11.0 | |

（注）（ ）内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地 8,364.6haのうち、下記の①～③に該当する農用地 8,149.5haについて、農用地区域を設定する方針である。なお、今後、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保等の取組を推進することにより、令和12年においては、農用地区域内の農地のうち荒廃農地を除いた耕地の面積を7,694.5ha確保することを目標とする。

① 集団的に存在する農用地

- ・10ha以上の集団的な農用地

② 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

③ ①及び②以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・認定農業者や集落営農法人等の集積された耕作地や作業受委託地
- ・生産性の特に高い農地

ただし、③の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- ・集落内に隣接介在する農用地 157集落 324.97ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

現況農用地に介在又は隣接する土地改良施設用地、または、農用地区域から離れたものであっても、一体的に保全する必要がある土地改良施設用地は、農用地区域とする。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある285.2haについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある85.1haについて、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

各農業生産目標を達成するため、農用地等の利用に関する次の4項目を基本的方向として、農用地区域内の農用地等の適正かつ合理的な利用を積極的に推進し、生産性の高い地域農業の確立を促進する。

① 土地条件や経営条件を考慮しながら、地域に適応した重点作目の導入や団地化を推進する。

② 恵まれた自然条件、首都圏等の大消費地に近いこと、さらに輸送手段が確立しているなどの諸条件を活かした各種農業生産振興を推進する。

- ③ 意欲と能力のある認定農業者や地域農業の担い手である集落営農法人等を引き続き育成・強化し、農業の生産基盤である農地の集積・集約化を促進し、効率的な生産体制の確立と農地の有効活用を図る。
- ④ 兼業農家や小規模経営農家等に対しても、それぞれの能力や経験を活かした役割分担を確立する。

○ 市全体の目標値からの各地区の（平均的な）目標値

単位：h a

| 区分 地区名 | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧 林地 | | | 農業用施設 | | | 計 | | | 森林 原野等 |
|-----------|----------------------|----------------------|--------------------|-------|------|-----|----------|----|----|------------|-------------|------|------------|-------------|--------|------------|
| | 現況 (R2) | 将来 (R12) | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 (R2) | 将来 (R12) | 増減 | 現況 (R2) | 将来 (R12) | 増減 | 現況 (R2) |
| 上川淵 | 300.6 (296.7) | 284.8 (281.1) | △15.8 (△15.6) | - | - | - | - | - | - | 2.1 | 2.2 | 0.1 | 302.7 | 287.0 | △15.7 | - |
| 南部 | 532.8 (525.9) | 504.7 (498.2) | △28.1 (△27.7) | - | - | - | - | - | - | 6.3 | 6.7 | 0.4 | 539.1 | 511.4 | △27.7 | - |
| 芳賀 | 670.0 (661.2) | 634.7 (626.4) | △35.3 (△34.8) | - | - | - | - | - | - | 19.4 | 20.5 | 1.2 | 689.3 | 655.2 | △34.1 | - |
| 桂萱 | 536.4 (529.5) | 508.2 (501.6) | △28.3 (△27.9) | - | - | - | - | - | - | 10.0 | 10.6 | 0.6 | 546.5 | 518.8 | △27.7 | - |
| 総社 | 32.8 (32.4) | 31.1 (30.7) | △1.7 (△1.7) | - | - | - | - | - | - | 2.2 | 2.3 | 0.1 | 35.0 | 33.4 | △1.6 | - |
| 南橘 | 222.1 (219.2) | 210.4 (207.7) | △11.7 (△11.5) | - | - | - | - | - | - | 2.6 | 2.8 | 0.2 | 224.7 | 213.2 | △11.5 | - |
| 清里 | 178.1 (175.8) | 168.7 (166.5) | △9.4 (△9.3) | - | - | - | - | - | - | 6.0 | 6.4 | 0.4 | 184.1 | 175.1 | △9.0 | - |
| 木瀬 | 511.7 (505.1) | 484.8 (478.5) | △27.0 (△26.6) | - | - | - | - | - | - | 9.6 | 10.2 | 0.6 | 521.3 | 495.0 | △26.4 | - |
| 荒砥 | 1,200.1 (1,184.5) | 1,136.9 (1,122.1) | △63.2 (△62.4) | 0.2 | 0.2 | 0.0 | - | - | - | 40.1 | 42.5 | 2.4 | 1,240.4 | 1,179.6 | △60.8 | - |
| 大胡 | 756.9 (747.0) | 717.0 (707.7) | △39.9 (△39.3) | - | - | - | - | - | - | 27.6 | 29.2 | 1.6 | 784.4 | 746.2 | △38.2 | - |
| 宮城 | 1,070.6 (1,056.7) | 1,014.2 (1,001.0) | △56.4 (△55.7) | - | - | - | - | - | - | 47.4 | 50.3 | 2.8 | 1,118.0 | 1,064.5 | △53.6 | - |
| 粕川 | 894.4 (882.8) | 847.3 (836.3) | △47.1 (△46.5) | - | - | - | - | - | - | 19.2 | 20.3 | 1.1 | 913.6 | 867.6 | △46.0 | - |
| 富士見 | 1,322.2 (1305.0) | 1,252.6 (1,236.3) | △69.6 (△68.7) | 11.2 | 11.2 | 0.0 | - | - | - | 62.5 | 66.2 | 3.7 | 1,395.9 | 1,330.0 | △65.9 | - |
| 計 | 8,228.8 (8,121.8) | 7,795.4 (7,694.5) | △433.4 (△427.8) | 11.4 | 11.4 | 0.0 | - | - | - | 255.0 | 270.2 | 15.2 | 8,495.2 | 8,077.0 | △418.2 | - |

(注) 1 小数点以下の四捨五入により計と内訳が一致しない場合があります。

(注) 2 () 内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である

イ 用途区分の構想

(ア) 上川淵地区

本地区は、(主) 前橋・玉村線を中心に東西に展開し、標高78m～92m、傾斜度1/250未満の平坦な水田地帯である。

今後とも、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地

利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていくとともに、用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を推進する。

(イ) 南部地区

本地区は、(主)前橋・玉村線を中心に東西に展開し、標高69m～86m、傾斜度1/300未満の平坦な水田地帯である。

今後とも、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていくとともに、用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を推進する。

(ウ) 芳賀地区

本地区は、標高110m～630mに位置している。地区全体が赤城山の南麓地形の影響を受け、地区南部の標高が110mに対し、北部においては470mと、約360mの標高差となっている。

①国道353号線以北の地区については、標高385m～470m、傾斜度1/20以内で南に傾斜している。

高低差のため遊休農地の多い地区ではあるが、耕畜連携等の対策を進め、遊休農地の解消に努めていく。

用途区分については、定めた用途区分を基本としてその利用を進める。

②国道353号線以南、(主)四ツ塚・原之郷・前橋線以北の地区については、標高160m～380m、傾斜度1/25で南に傾斜している。

傾斜地が多いことから遊休農地の多い地区ではあるが、耕畜連携等の対策を進め、遊休農地の解消に努めていく。

用途区分については、計画で定めた用途区分を基本としてその利用を進める。

③大正用水を中心とする南北の地区については、標高110m～260m、傾斜度1/46で南面に傾斜しており、本地区は水田の多い地区である。

当地区は工業団地等の開発が進んだ部分もあるが、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、計画で定めた用途区分を基本としてその利用を進める。

(エ) 桂萱地区

本地区は、国道50号線以北の標高94m～198m、(主)前橋・大間々・桐生線の南北に展開する。市街地の東部に位置し、概ね平坦な地勢である。

市街地に近く、農振法施行以前から宅地の混在化が進んだ地区でもあるが、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、計画で定めた用途区分を基本としてその利用を進める。

(オ) 総社地区

本地区は、標高123m～143mに位置し、傾斜度1/75で南面に傾斜している。

市街化区域が70%を占め、都市化が進んでいる。

市街地に近く、農振法施行以前から宅地の混在化が進んだ地区でもあるが、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を進める。

(カ) 南橋地区

本地区は、国道17号線の東西に展開し、標高110m～228mに位置している。市街化区域と農業振興地域が隣接し、ほぼ両分している区域のため、一部の地域では混在化が進行している地区である。

市街地に近く、農振法施行以前から宅地の混在化が進んだ地区でもあるが、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、計画で定めた用途区分を基本としてその利用を進める。

(キ) 清里地区

本地区は、(主)南新井・前橋線を中心に南北に展開し、標高146m～189m、傾斜度1/70未満で南東に傾斜している。

今後とも、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、計画で定めた用途区分を基本としてその利用を進める。

(ク) 木瀬地区

本地区は、標高62m～97m、傾斜度1/200未満の平坦地で、桃ノ木川を中心に東西に展開している。

今後とも、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を推進する。

(ケ) 荒砥地区

本地区は、標高70m～170m、東北部の一部に丘陵地帯を擁し、国道50号線を中心に南北に展開している。

本市における農用地の2割強を占める農村地帯であることから、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を推進する。

(コ) 大胡地区

本地区は市東部に位置し、標高120mから640m、傾斜度1/20以内で南に傾斜している。

農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を進める。

(サ) 宮城地区

本地区は、中央を東西に横断する国道353号線によって概ね南北に二分され、北部は南端に一部耕地が散在する山林地帯で、南部は緩傾斜な畑及び水田地帯が広がっている。

標高190mから500mにある農地が、本地区の耕地面積全面積の30%強を占める状況となっている。

農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を進める。

(シ) 粕川地区

本地区は、赤城南麓に位置し、標高159m～1,400mに及ぶ傾斜地であり、(主)

前橋・大間々・桐生線を中心に南北に展開している。

農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を進める。

(ス) 富士見地区

本地区の農用地区域は赤城南麓に位置し、標高140m～600mの傾斜地であり、主要交通路である国道353号線、(主)渋川・大胡線が東西に通過し、(主)前橋・赤城線が南北に通過している。

低地は水田、その他の丘陵地帯は畑として利用されている。

非線引き都市計画区域であること、旧前橋地区のベッドタウン的な性格を持つことから開発の要請も多いが、農用地区域内農地の確保を基本に、農業施策の計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行いながら、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努めていく。

用途区分については、現況の用途区分を基本としてその利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の土地改良事業を計画的に進めてきた結果、農用地区域の約9割が土地基盤整備を完了し、農業生産効率の向上に寄与してきた。

このように、農用地の大部分について、ほ場整備が完了しているが、本市の土地改良事業は長い経緯があることから、経年劣化等による土地改良施設の老朽化が指摘されつつある。

今後は、農地中間管理機構と連携を図り、農地の大区画化を推進するとともに、農業用排水施設、農業集落排水施設などの機能の安定的な発揮に向けた補修・更新の実施や農業生産基盤の整備・保管理を実施し、良好な営農条件を備えた農地の確保に努めていく必要がある。

このことから、下記に示す3つの基本的方向に基づき、農業生産基盤の確立を図る。

- ① 農地基盤整備により、上細井中西部地区のほ場整備を着実に実施するとともに、農地の区画拡大や集約化・集積化と合わせ、通作や集出荷等に必要な農作業道等の改修を実施し、大型農業機械に対応した営農の近代化や生産性の向上を図る。
- ② 安定した農業用水の確保等、農業生産基盤や農村環境の安全安心のため、農業用基幹水利施設等の改修・更新、ため池の防災対策及び末端農業施設の維持管理強化を実施する。
- ③ 農業集落排水施設の維持・機能強化を推進し、農村生活環境の保全を図る。

(ア) 上川淵地区

昭和40年からの「第1次農業構造改善事業」及び「県営前橋南部土地改良事業」により、地区全域の農耕地のほ場区画は整備されている。また、道路は、幹線・支線とも舗装されている。水源は広瀬川水系に求め、幹線水路は末端まで整備されているとともに、排水と完全分離しており、利水条件は良好である。

(イ) 南部地区

昭和40年から実施された「県営前橋南部土地改良事業」により、全域にわたって田、畑に集団化されている。田については30aのほ場区画と用排水分離が行われており、農耕地のほ場区画は整備されている。水源は広瀬川水系に求めている。

農耕地のほ場区画は上川淵地区と連担して整備されている。なお、暗渠排水等土地改良の補完事業も整備済みである。

(ウ) 芳賀地区

国道353号線以北の区域については、水源は極めて乏しい地域であり、農用地のほとんどが畑であるが、昭和50年から53年にかけて、「群馬用水土地改良事業」により、農用地の約70%にかんがい排水事業が実施された。

国道353号線以南、(主)四ツ塚・原之郷・前橋線以北の区域については、水源を群馬用水赤城幹線及び藤沢川に求めている。田については、用排水路分離のほ場整備を行い、機械利用に適応する農用地の集団化を図った。その他の土地基盤については、「県営ほ場整備事業」嶺地区、「小規模土地改良事業」共同施行による小坂子東部、鳥取が

整備され、平成11年から13年の間に完了している。

大正用水を中心とする南北の区域については、水源を藤沢川、大正用水に求めている。田は区域内低位置帯に位置し、地区内では多い。一部の地域で「かんがい排水事業」等が実施され、整備可能な地域で農用地の集団化を図った。

また、今後はため池の防災対策として、白鳥沼の整備を予定している。

(エ) 桂萱地区

土地改良事業として、昭和34年より本市で最初に着手した「前橋東部土地改良事業」をはじめ、「第1次農業構造改善事業」及び「団体営ほ場整備事業」の共同施行等により、ほ場整備、農地集団化を図ってきた経緯がある。

田については、水源を桃ノ木川、竜の口川等に求めている。農用地のほとんどについて、大型機械化作業に適応したほ場の整備が完了している。

また、今後はため池の防災対策として、江木新沼の整備を予定している。

(オ) 総社地区

ほ場区画は狭少であり、農道等についても大型農業機械化作業体系に即応することが出来なかったため、昭和49年から51年に山王土地改良区を設置し、一級河川の牛池川、八幡川の改修と併せて土地改良事業により約70haの整備が行われている。

(カ) 南橋地区

地区全体として、市街化区域と農業振興地域が隣接し、ほぼ両分している区域のため、一部の地域では混住化が進行している。地域農業の担い手である認定農業者も他の地区に比較して少ないこと、集落営農法人が組織されていないこと、小規模農家が多いことから、基盤整備に対する地元の機運が高まらなかった。そのため、生産基盤の整備は遅れており、未整備地域については、ほ場区画も不定形であるとともに、用排水路が未整備の状況で雑然とした農地が多く、その対応を進めている。

そのため、田口町を中心とする区域では、平成11年度から14年度にかけて共同施行により「小規模ほ場整備事業」を実施し、農用地5.6haについてほ場整備と農地集団化を行った。

上細井町を中心とする区域では、平成19年度から平成23年度にかけて「基盤整備促進事業」による約21.4haのほ場整備が施工され、平成29年度からは新たに62.7haのほ場整備が進められている。

川端町を中心とする区域では昭和55年度から56年度にかけて「水田利用再編特別対策事業」を実施し、農用地7.0haについてほ場整備と農地集団化を図った経緯がある。

水源は桃ノ木川、大正用水、赤城白川等に求めている。

(キ) 清里地区

農用地の全てについてはほ場整備が完了しており、水源については群馬用水榛名幹線に委ねている。また、地区北部については「県営畑地帯総合土地改良事業」(昭和52年)、地区南部については「第2次農業構造改善事業」(昭和54年)により土地基盤整備は概ね完了している。

(ク) 木瀬地区

昭和43年から昭和48年にかけて「団体営ほ場整備事業」、「農業改善事業」によるほ場整備を実施し、農地の集団化、農道整備及び用排水路等、ほとんど全ての農用地についてはほ場整備が完了している。田については、水源を桃ノ木川、寺沢川、広瀬川、荒砥川及び新田用水等に委ねている。

米麦作については、大型機械による作業一環体系が確立されている。

(ケ) 荒砥地区

本市における農用地の2割強を占める中心的な農村地帯であり、平成10年までにはほ場整備は完了している。

国道50号線以北に展開している区域は、水源を荒砥川、大正用水、神沢川等に求めており、同以南に展開している区域は、水源を荒砥川、宮川、神沢川及び新田用水等に求めており、共に米麦作の機械化作業体系の推進が可能な生産基盤を備えている。

昭和44年から富田町で団体営によるほ場整備を実施し、昭和49年から東大室町、飯土井町、二之宮町、新井町、今井町を中心とする南部地域で県営によるほ場整備（城南）を実施した。また、昭和54年から西大室町で団体営によるほ場整備を実施し、昭和56年から下大屋町、泉沢町、荒子町、荒口町を中心とする北部地域で県営によるほ場整備（荒砥北部）が実施されている。

また、今後はため池の防災対策として、五料沼の整備を予定している。

(コ) 大胡地区

大正用水の南側の区域は水源を同用水に求め、北側は荒砥川に求めている。

昭和42年から実施した大胡南部地区の「第1次農業構造改善事業」を始めとし、平成12年の「県営大胡西北部土地改良事業」完了により、農用地のほぼ全域についてはほ場整備は完了している。

北部地区は起伏の多い傾斜地であり、一部耕作条件の悪いほ場が点在している。

また、今後はため池の防災対策として、千貫沼、勝山沼、新田沼、二本松沼、尾引沼の整備を予定している。

(サ) 宮城地区

昭和42年から鼻毛石町で「第1次農業構造改善事業」によるほ場整備を実施し、その後も「県営群馬用水ほ場整備事業」や「県営宮城南部土地改良事業」を実施した。

また、昭和59年から柏倉町で「県営土地改良事業」を実施したことにより、宮城地区全体で80%を超えるほ場整備率になった。

田については、水源を群馬用水赤城幹線、神沢川、粕川等に求めている。

また、今後はため池の防災対策として、北替戸沼の整備を予定している。

(シ) 粕川地区

昭和43年度からの「県営群馬用土地改良事業」を始めとして、地区内の大半を占める「県営ほ場整備事業」等により、山間部を除きほぼ全域で整備が完了している。

田については、水源を粕川、兎川、群馬用水赤城幹線等に求めている。

また、今後はため池の防災対策として、寺後沼、庚塚沼、伊勢の森上沼、伊勢の森下沼の整備を予定している。

(ス) 富士見地区

昭和43年度からの「第1次構造改善事業」を始め、「県営ほ場整備事業」等の土地改良事業を計画的に進めてきた結果、農用地面積の9割を超えるほ場整備率になり、農業生産効率の向上に寄与するとともに、近代的機械化農業の基盤が確立された。

田については、水源を赤城大沼用水、群馬用水赤城幹線等に求めている。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対凶番号 | 備考 |
|------------|----------------------|--------------|-----------|------|----|
| | | 受益地区 | 受益面積 | | |
| 用水改良 | 大正用水の用水施設の補修、補強事業 | 前橋市 | 787.0ha | 1 | |
| 用水改良 | 赤城大沼用水の用水施設の補修、補強事業 | 前橋市 | 352.0ha | 2 | |
| 基盤整備事業 | ほ場整備 | 上細井 中西部地区 | 62.7ha | 3 | |
| 用排水改良 | 大泉坊川周辺の用排水施設等整備事業 | 前橋市 | 26.0ha | 4 | |
| 基幹水利施設保全対策 | 坂東大堰に係る基幹水利施設の保全対策事業 | 前橋市 | 1,274.2ha | 5 | |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林面積は7,423haで、市全体に対する林野率は約24%の状況にある。森林は、「国土の保全」、「水源のかん養」、「自然環境の保全」等、多面的な機能を有している。また、水源のかん養は農業生産基盤の礎であることから、前橋市森林整備計画に基づき整備を図っていく。

また、宮城地区及び富士見地区では自然環境保全地域が指定されており、良好な自然を確保するため、適正な管理を図っていく。

4 他事業との関連

特記事項無し

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業委員会が令和2年に行った農地利用状況調査の結果では、本市には305.7haの遊休農地がある。

これは、農業従事者の兼業化・高齢化等による担い手不足や鳥獣被害の発生等により農地の有効利用が難しくなっていること、集落営農法人が設立されていない地域を中心に、小區画ほ場等、条件が不利な農用地の借り手が見つからず、農用地が放置されてしまうこと等が要因と考えられる。

しかしながら、農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農用地の確保と有効利用は、食料自給率の向上や食料の安定供給を図るために必要であることから、集団的に存在する農用地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農用地については、農振法に基づき農用地区域として設定するとともに、当該農用地を良好な状態で維持・保全し、有効利用を図る必要がある。また、農業・農村の多面的機能を発揮するためにも、農用地等を将来にわたって保全していく必要がある。

そこで、地域における農地利用の最適化と農用地等の維持・保全の実現と有効利用を図るためには「耕地利用率の向上を図る」ことが基本となることから、次の4項目を基本的方向として、地域力を活かし、地域と一体となって農用地等の保全に向けた遊休農地の解消等を図り、耕地利用率の向上対策に取り組んでいく。

- ① 市、農業委員会、県関係機関、JA前橋市、農業者組織等と連携しながら、遊休農地解消策として、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）による諸制度や農地中間管理事業を活用しながら、認定農業者や集落営農法人に農地の集積・集約化を図る。
- ② 農地利用状況調査及び遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査を定期的に行い、「農業上の利用を促進する農地」と「農業上の利用の必要性に乏しい農地」等の把握を行い、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれる農用地区域内の遊休農地の解消を図る。
- ③ 地域力を活かし、地域と一体となり、農用地等の保全に向けた耕地利用率の向上対策に取り組んでいく。
また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に必要な支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進する。

【具体的な取り組み】

- ・ 耕畜連携による新たな農地活用方法として、水田における飼料作物の作付け拡大の推進
 - ・ 地域農業構造の現状に合わせた作物の選定、栽培方法等の導入についての検討
 - ・ 新規参入企業等、新たな担い手への農地の貸付の推進
 - ・ 多面的機能支払交付金による農地維持活動の促進及び農道やほ場整備の実施
- ④ 野生鳥獣被害により担い手の耕作意欲を減退させ、このことが遊休農地になる要因にもなることから、有害鳥獣の捕獲や侵入防止対策を推進していく。

2 農用地等保全整備計画

特記事項無し

3 農用地等の保全のための活動

遊休農地は、地域の農業生産力を減退させるだけではなく、雑草の繁茂や病害虫の発生等、近隣農地への悪影響を及ぼし、農地の集団的利用にも支障を来す。さらには農地の持つ水源かん養、景観などの多面的機能の低下にもつながる。

また、農地は一旦遊休化すると数年で荒廃し、耕作可能な農地への復旧には多大な投資と労力を必要とすることから、早急にその解消と発生防止への取り組みが求められている。

このことから、下記に示す遊休農地に対する解消策及び発生防止策を推進する。

(1) 遊休農地解消策

農地の保全に当たっては、農地利用状況調査及び遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査により、地域の土地利用の現状について把握した上で、下記のとおり区分する。

- | |
|--------------------|
| ① 農業上の利用を促進する農地 |
| ② 農業上の利用の必要性に乏しい農地 |
| ③ 原野化している農地 |

それぞれの区分に応じて、下記のとおり解消策を検討していく。

〈① 農業上の利用を促進する農地に対する解消策〉

＝「優良農地に介在し農地としての利用を促進する必要がある遊休農地」解消策

ア 農地所有者による耕作再開を促す。

イ 認定農業者等の意欲と能力のある担い手、新規就農者や集落営農法人等への利用集積を図る。

〈実施の際の留意事項〉

- ◇ 「農地中間管理事業」、「農業経営基盤強化促進対策事業」等、農地集積・集約化関連事業を積極的かつ効果的に活用する。
- ◇ 県や農業委員会、JA前橋市等の関係機関、並びに関係団体と連携を図りながら実施する。

〈② 農業上の利用の必要性に乏しい農地に対する解消策〉

基本的な方策は、①農業上の利用を促進する農地に対する解消策と同様である。ただし、地域の農業生産の事情等を考慮し、採草放牧地、農業用施設用地等の用途区分の再設定も含め、有効な活用を模索していく。

(2) 遊休農地の発生防止策

遊休農地の発生防止策については、次の3項目を基本的方向として推進する。

〈遊休農地発生防止に対する基本的方向〉

① 担い手へのマッチング及び農地集積を積極的に推進する。

農地中間管理事業を始めとした施策を活用することにより、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、JA前橋市、地域の認定農業者等と連携して地区別遊休農地対策検討会を開催し、農地のマッチングを行う。また、農地法による権利の移動だけでなく、「利用権設定等促進事業」に積極的に取り組み、貸し手・借り手を掘り起こす。

また、農地中間管理事業を活用した基盤整備や水路・農道等の農業施設の整備による遊休農地発生防止対策を図っていく。

② 担い手の確保・育成に努め、地域の特性に合わせた作物の選定と栽培方法等の確立を推進する。

遊休農地の発生要因として、農業者の高齢化による農地利用率の低下が挙げられる。このことから、地域農業構造の現状に合わせた作物の選定や栽培方法等、それぞれの能力を活かした経営を確立するとともに、将来の農業を担う若い担い手を確保・育成することにより農地の有効活用を図る。

③ 農村の多面的機能性を目指し自治会へのアプローチを推進する。

「食料・農業・農村基本計画」では、農村の多面的機能として景観の保持も謳われている。したがって、心癒される緑豊かな農村環境を保持するため、景観作物等の栽培を推進する。また、農地の有効活用のため、自治会単位での農地維持・資源向上のための活動を支援していく。

(3) 他機関と連携した遊休農地の発生防止策

JA前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応する機械施設の整備や有効利用により、野菜等の園芸作物への転換を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項無し

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

今後の農業構造対策の推進に当たっては、技術・経営能力に優れた認定農業者、集落営農法人等による高生産・高品質・高収益の農業が地域の相当部分を担うような農業構造の実現を基本目標とし、優れた農業生産の担い手の育成、スマート農業技術等による省力化や収益の向上、優良農地の確保と有効利用等に重点を置いた関連施策を推進することが重要である。そのためには、農用地の集積・集約化、農業経営の規模拡大等を推進する他、法人化等による農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携による地力の維持増進等の対策を総合的に推進する必要がある。

そのために、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択され、魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努めることとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり470万円程度、1経営体あたり760万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,750～2,000時間程度）の水準を実現出来るものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

この目標の実現に向けて、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向として、以下の6つの基本的方向を定める。

① 認定農業者の確保・育成

効率的かつ安定的な農業経営に向けて経営改善を進めようとする者については、基盤強化法第12条に基づく「認定農業者制度」を活用し認定する。認定後は、農業者自らが作成した農業経営改善計画に基づく規模拡大、生産方法の合理化等、改善計画の実現に向けた取り組みを関係機関と連携して支援する。

② 地域における話し合いの促進

持続可能な力強い農業構造を実現するため、人・農地プラン地域座談会等の場において、集落・地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方について議論を深め、地域農業を担う意欲と能力のある農業者やその生産基盤となる農地を将来においても確保していく。

③ 農地の有効利用の促進

農地の有効利用の促進に関する施策を活用し、農業経営の規模拡大や集積・集約化を促進することで経営効率の改善を目指す。

④ 農業収益改善に向けた取り組みの推進

安定した品質の農畜産物を生産振興することで、消費者に選ばれる産地を目指し、農業所得の向上を図る。また、地域ブランドを維持・発展又は新規に創出すること

で、付加価値の高い販売につながるよう支援する。

また、農業者等が地域資源を活用した加工や販売を積極的に支援し、ブランド化を推進していく。

⑤ 流通販売の促進

大口需要の中心となる市場出荷については、トップセールス等、首都圏主要市場におけるPR活動を積極的に行い、前橋産農畜産物の更なる認知度の向上及び取扱量の維持・拡大を図る。小口需要については、販路拡大意欲のある農業者と市内外の飲食店等のマッチング支援を積極的に実施する。

また、人口減少により縮小する国内市場状況を踏まえ、海外市場への展開を目指す農業者に対し、情報提供や輸出業者の紹介など、必要な支援を県等の関係機関と連携して実施する。

⑥ 集落営農法人の運営支援

効率的かつ安定的な農業経営体として持続的に発展していけるようにするため、農地の集積・集約化による経営規模の拡大、米麦に野菜を加えた複合経営の推進、農業従事者の確保、大型機械やスマート農業関連機器導入等に対する支援を行うとともに、必要な研修及び情報提供することで法人の運営を支援する。

(ア) 上川淵地区

本地区は市南部に位置し市街化区域と隣接している。地形は平坦で水田が大半を占めているが、米麦作の他に、畜産、施設園芸も営まれている。

目標とする農業経営は、米麦によるもの、またこれに露地野菜を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後とも集落営農法人や認定農業者などへ農地の集積・集約化を促進して作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。さらに、地域農業の中で、良質堆肥の生産による耕畜連携を推進する。

トマト、イチゴ等の施設園芸については、ハウス面積の拡大、低農薬栽培の技術構築を目的に耕種の防除法や生物的防除法等を取り入れる他、消費者ニーズに対応した高品質品種等の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。また直売や契約栽培等に取り組み、有力な販売先を拡大することで、収益の安定化と経営規模の拡大を図る。

(イ) 南部地区

本地区は市南端部に位置し、平坦な水田地帯である。地区内に高速道路のインターチェンジが設置され、開発が進んでいる。米麦、露地野菜を組み合わせた土地利用型複合経営が主体となっている。

目標とする農業経営は、米麦によるもの、またこれに露地野菜を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後とも集落営農法人や認定農業者などへ農地の集積・集約化を促進して作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。

一方、施設園芸にあっては、キュウリ、シュンギク、ミツバ、トマト、ミョウガ等も生産されているが、ミツバの水耕栽培と雨よけパイプハウスによるシュンギクの栽培を

中心とした集約型経営が特長となっている。これらの施設園芸については、ハウス面積の拡大、省力機械の導入や近代化施設等の導入により、生産性の向上と経営規模の拡大を図る。

(ウ) 芳賀地区

本地区は市北部の赤城南面に位置し、北に向かうにつれて急勾配となっている。旧JA前橋市芳賀支所を境として、斜面の多い地勢の北部は畑区域、平坦な地勢の南部は田畑地帯と分かれる。

北部は畜産、花き、花木、野菜等の経営が主体であり、南部は米、畜産が中心の複合経営が主体である。このため、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

キュウリ等の施設園芸については、ハウス面積を拡大し、生産性の向上と経営規模の拡大を図る。

バラ等の花きについては、炭酸ガス発生機や細霧冷房等の環境制御装置を導入し、光合成に適した栽培環境を整えることで、生産性を高め、収穫本数の増加や品質向上を図る。

養鶏にあつては飼養羽数の拡大が進んでおり、経営規模の目標を達成しているが、今後、経営管理の更なる効率化及び地域農業の中で良質堆肥の生産による耕畜連携を推進する。

酪農は、飼料作物の作付け拡大や、飼料用稲・麦の利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

肉牛にあつては、飼養・衛生管理技術の向上と優良素畜の導入による良質で生産性の高い経営の確立を図り、地域の理解を得ながら規模拡大を図る。

(エ) 桂萱地区

本地区は本市中心部から東側に位置し、北に向けて標高が高くなっており、農地は地区の南側が水田地域、北側が畑地となっている。

農業経営は従来、米麦作を中心に養蚕、畜産、野菜を組み入れた複合経営が主体であったが、施設園芸（キュウリ等）、露地野菜（オクラ、ブロッコリー等）が水田作の複合作目として農業経営の重要な柱となっており、畜産や米麦等の土地利用型複合経営や集落営農の法人化による農地の集積・集約化も推進されている。また、キュウリ栽培を中心とした施設園芸農家等の集約型経営による規模拡大が図られてきている。このため、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

キュウリ等の施設園芸については、ハウス面積の拡大により、生産性の向上と経営規模の拡大を図る。また、高品質多収性品種の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。

酪農は、飼料作物の作付け拡大や、稲わらの利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

養豚にあつては、飼養・衛生管理技術の向上と優良素畜の導入による良質で生産性の高い経営の確立を図る。

(オ) 総社地区

本地区の農業経営は、従来、米麦作を中心とした養蚕、野菜の複合経営が主体であったが、市街化区域に隣接した区域として、米作に露地野菜等を組み入れた複合経営に変化している。

米作にあつては、都市化が急速に進んでいる地域であり、収穫、乾燥、調製までを農家戸々で行っている自己完結型の経営と、地区外のライスセンターを利用した収穫調製作業を行なっている農家が半々である。

露地野菜では、エダマメ、ブロッコリー、タマネギ、ハウレンソウ等を米作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、J A前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

なお、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

(カ) 南橘地区

本地区は市北西部に位置し、市街化区域に隣接する都市化が進んだ地域であり、米作にブロッコリー等の露地野菜等を組み入れた複合経営により農業生産の安定化が図られており、都市近郊型農業地帯の特色が現れている。

露地野菜に係る目標とする農業経営は、エダマメ、ブロッコリー、タマネギ、ハウレンソウ等を米作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、J A前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

なお、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

一方、畜産にあっては、酪農の専門経営が行われており、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

目標とする農業経営は、飼料作物の作付け拡大や稲わらの利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

(キ) 清里地区

本地区は市西端に位置し、平坦な畑地となっており、酪農等の畜産を主体とした専門経営と、エダマメ、ハウレンソウ、タマネギ等を基幹とした露地野菜と米作を組み入れた複合経営により農業生産の安定化が図られている。

露地野菜に係る目標とする農業経営は、エダマメ、ブロッコリー、タマネギ、ハウレンソウ等を米作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、J A前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

なお、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

一方、畜産にあっては、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

(ク) 木瀬地区

本地区は市南東部に位置し、平坦な水田、畑地、並びに樹園地となっている。集落営農法人や認定農業者などが中心となり米麦作が行われている他、露地野菜にあってはネギ等、施設園芸にあってはキュウリ、トマト等が栽培されており、水田作との複合により経営の安定化が図られている。

地区西部ではナシが栽培され、「大島梨」として本市の特産となっている。

施設花きにあっては、ユリ等の高度な栽培技術を有する特色ある品目を栽培する農業者がおり、その他、スターチス等の栽培も行われている。

また、酪農は集落内に点在している現状にある。

目標とする農業経営は、米麦によるもの、また、これに施設野菜、露地野菜、及び畜

産を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後は、各種制度の活用により農地の規模の拡大を図り、作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。さらに、これに併せて、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

施設園芸については、ハウス面積の拡大、低農薬栽培の技術構築を目的に生物的防除法等を取り入れる他、耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培技術の推進や、高品質多収性品種の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。また直売や契約栽培等に取り組み、有力な販売先を拡大することで、収益の安定化と経営規模の拡大を図る。

露地野菜では、エダマメ、ブロッコリー、タマネギ、ネギ等を米麦作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、J A前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

花きにあつては、栽培面積の拡大、栽培体系の確認と優良種苗の導入により、高品質、高付加価値生産を推進し、市場競争力を強化しながら収益の安定化を図る。

ナシによる果樹経営については、適正な管理（着果量・施肥等）による高品質果実の生産に努めているが、今後とも性フェロモン剤の利用継続や堆肥利用による化学肥料の低減を図る取り組みを継続するとともに、多目的防災網・せん定枝処理機等を導入して、安定生産を推進する。また、庭先販売に加え、通信販売等に取り組み、販路拡大により経営の安定化を図る。

なお、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

酪農は、飼料用稲を含む飼料作物の利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

（ケ）荒砥地区

本地区は市東部に位置し、北に向けて標高が高くなっており、農地は地区の南側が水田地域、北側が畑地となっている。農地面積、農家数ともに市内で一番多く、農業が盛んな地区である。農業経営は、米麦等の土地利用型経営との複合の推進に伴い、エダマメ、ナス、ニラ、ネギ、タマネギ等の露地野菜の栽培も盛んに行われている。

施設園芸ではキュウリ、トマト、イチゴ、バラ、サボテン、花壇苗等が生産されており、畜産では酪農、肉用牛、養豚、養鶏が営まれている。

目標とする農業経営は、集落営農法人や認定農業者などが中心となっている米麦によるもの、また、これに施設野菜、露地野菜、及び畜産を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後は、各種制度の活用により農地の規模の拡大を図り、作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。さらに、これに併せて、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

施設園芸については、ハウス面積の拡大、低農薬栽培の技術構築を目的に生物的防除法等を取り入れる他、耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培技術の推進や、高品質多収性品種の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。また直売や契約栽培等に取り組み、有力な販売先を拡大することで、収益の安定化と経営規模の拡大を図る。

露地野菜では、エダマメ、ブロッコリー、タマネギ、ネギ、キャベツ等を米麦作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、J A前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとと

もに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

バラ等の施設花きにあつては、炭酸ガス発生機や細霧冷房等の環境制御装置を導入し、光合成に適した栽培環境を整えることで、生産性を高め、収穫本数の増加や品質向上を図るとともに、優良品種の導入により市場競争力を強化しながら収益の安定化を図る。

なお、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

酪農は生産性の高い経営の確立を図るとともに、飼料作物の作付け拡大や、飼料用稲の利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

肉用牛、養豚にあつては、飼養・衛生管理技術の向上と優良素畜の導入による良質かつ生産性の高い経営の確立を図り、地域の理解を得ながら規模拡大を図る。

(コ) 大胡地区

本地区は市東部の赤城南面に位置し、南部が平坦で中北部は丘陵地、山間地となっている。

米と露地野菜の複合経営や、養豚、酪農、肉用牛を主体とした法人化による大規模畜産経営の他、農業近代化施設を核としたキュウリ、イチゴ等を基幹とした施設園芸が盛んに行われており、専業型経営による農業生産の安定化が図られている。

目標とする農業経営は、認定農業者などが中心となっている米麦によるもの、また、これに施設野菜、露地野菜、及び畜産を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後は、各種制度の活用により農地の規模の拡大を図り、作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。さらに、これに併せて、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

施設園芸については、ハウス面積の拡大、低農薬栽培の技術構築を目的に生物的防除法等を取り入れる他、耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培技術の推進や、高品質多収性品種の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。また直売や契約栽培等に取り組み、有力な販売先を拡大することで、収益の安定化と経営規模の拡大を図る。

露地野菜では、エダマメ、ブロッコリー、タマネギ、ハウレンソウ等を米麦作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、J A前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

なお、園芸においては、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

酪農は生産性の高い経営の確立を図るとともに、飼料作物の作付け拡大や、稲わらの利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

肉用牛、養豚にあつては、飼養・衛生管理技術の向上と優良素畜の導入による良質かつ生産性の高い経営の確立を図り、地域の理解を得ながら規模拡大を図っていく。

(サ) 宮城地区

本地区は市東北部に位置し、地区の南部は主に水田地帯で、北部は畑地となっている。

近年は、多少宅地化が進みつつあるが、全体的には純農村地帯である。

農業経営については、養豚、酪農、肉用牛等の畜産を主体とした大規模経営が多く、葉物野菜や花き等の施設園芸も盛んに営まれている。

施設野菜にあつては、キュウリ、コマツナ、チンゲンサイ、ミズナを中心に栽培が盛んであり、露地野菜にあつては、ネギ、ニラ、ニガウリ、ズッキーニ等の栽培が盛んで

ある。

目標とする農業経営は、認定農業者などが中心となっている米麦によるもの、またこれに施設野菜、露地野菜及び畜産を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後は、各種制度の活用により農地の規模の拡大を図り、作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。さらに、これに併せて、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

施設園芸については、ハウス面積の拡大、低農薬栽培の技術構築を目的に生物的防除法等を取り入れる他、耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培技術の推進や、高品質多収性品種の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。また直売や契約栽培等に取り組み、有力な販売先を拡大することで、収益の安定化と経営規模の拡大を図る。

露地野菜では、従来のネギにハクサイ、キャベツを加えた複合経営と、エダマメ、ブロッコリー、タマネギ、ホウレンソウ等を米麦作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、JA前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

なお、園芸においては、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

酪農は生産性の高い経営の確立を図るとともに、飼料作物の作付け拡大や、飼料用稲の利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

肉用牛、養豚にあっては、飼養・衛生管理技術の向上と優良素畜の導入による良質かつ生産性の高い経営の確立を図り、地域の理解を得ながら規模拡大を図っていく。

(シ) 粕川地区

本地区は市東端の赤城南麓に位置し、中央部から南部にかけての平坦部では水田地帯が大半を占めるが、中山間地域は畑作地帯が広がる。

赤城南麓の標高差により多種多様な栽培が可能な環境にあり、米麦、大豆をはじめ、ホウレンソウ、ナス、オクラ、ネギ、モロヘイヤなどの露地野菜の他、キュウリなどの施設野菜やナシなどの果実、シクラメンなどの花き栽培、畜産の複合地域になっている。特に、大豆は市全体の約70%を生産し、粕川地区のみで県内一の生産量を誇る産地であり、生産者等主体の需要に応じた米生産が続く中で、麦との高度利用体系の一面を成す基幹作物である。

目標とする農業経営は、集落営農法人や認定農業者などが中心となっている米麦によるもの、また、これに施設野菜、露地野菜、及び畜産を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後は、各種制度の活用により農地の規模の拡大を図り、作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。さらに、これに併せて、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

ハウス栽培のキュウリ、雨よけハウスでのホウレンソウなどの施設園芸では、施設面積の拡大、低農薬栽培の技術構築を目的に生物的防除法等を取り入れる。また、耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培技術の推進や、高品質多収性品種の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。さらに直売や契約栽培等に取り組み、有力な販売先を拡大することで、収益の安定化と経営規模の拡大を図る。

米麦作と組み合わせた露地野菜では、従来のネギに、ホウレンソウ、ブロッコリー、エダマメ、モロヘイヤ、タマネギ等により複合経営による規模拡大を図る。

また、JA前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入

を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

なお、園芸においては、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

酪農は生産性の高い経営の確立を図るとともに、飼料作物の作付け拡大や、飼料用稲の利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

(ス) 富士見地区

本地区は市北西部の赤城南麓に位置し、河川沿いの低地や地区南部には水田、その他の丘陵地帯には畑が広がる。

これらの地形の特徴や赤城南麓の標高差により多様な土地利用が行われており、米麦の他、エダマメ、ホウレンソウ、ネギ、ブロッコリー、オクラ、モロヘイヤなどの露地野菜、キュウリ、コマツナなどの施設野菜、養豚、酪農、肉用牛、養鶏の畜産が混在する複合地域となっている。

目標とする農業経営は、水稲、施設野菜、露地野菜及び畜産を組み合わせた土地利用型複合経営も育成する。今後は、各種制度の活用により農地の規模の拡大を図り、作業効率を高める。また、近代化施設を核にして、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進するとともに、高性能機械等の導入により更なる生産性の向上を図る。さらに、これに併せて、地域農業の中で、良質堆肥の生産により耕畜連携を推進する。

露地野菜では、ホウレンソウ、ネギ、ブロッコリー等を水稲作と組み合わせた複合経営により規模拡大を図る。また、JA前橋市野菜育苗センターの苗供給に対応するよう移植機の有効利用と導入を推進し、機械移植による省力化を図るとともに、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を図る。

施設園芸については、ハウス面積の拡大、低農薬栽培の技術構築を目的に生物的防除法等を取り入れる他、耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培技術の推進や、高品質多収性品種の導入及び省力化機械の導入により高品質安定生産を推進する。また直売や契約栽培等に取り組み、有力な販売先を拡大することで、収益の安定化と経営規模の拡大を図る。

なお、土壌診断等に基づく適正な施肥設計により作物に適した土づくりや耕畜連携による堆肥を有効活用した栽培を推進し、品質の向上と安定生産による収益の安定化を図る。

酪農は生産性の高い経営の確立を図るとともに、飼料作物の作付け拡大や、稲わらの利用を推進し、飼料自給率の向上とコスト削減を図る。

肉用牛、養豚にあっては、飼養・衛生管理技術の向上と優良素畜の導入による良質かつ生産性の高い経営の確立を図り、地域の理解を得ながら規模拡大を図る。

〔営農類型表〕

| No. | 営農類型 | 経営規模 | 経営形態 |
|-----|-------------|---|------|
| 1 | 水稲+麦 | 水稲1,200a、小麦1,200a | 個別経営 |
| 2 | 水稲+麦+露地野菜 | 水稲600a、小麦1,000a、 [※] （秋冬どり）60a | 〃 |
| 3 | 酪農（つなぎ飼い飼養） | 経産牛50頭、育成牛23頭、飼料作物400a | 〃 |

| | | | |
|----|-------------------------------|--|------|
| 4 | 酪農(放し飼い飼養) | 経産牛120頭、育成牛60頭、飼料作物500a | 〃 |
| 5 | 肉用牛 | 肥育牛320頭(交雑種) | 〃 |
| 6 | 養豚 | 繁殖雌豚150頭、繁殖雄豚12頭 | 〃 |
| 7 | 養鶏 | 採卵鶏23,000羽 | 〃 |
| 8 | 施設野菜Ⅰ(キュウリ) | キュウリ(促成、抑制)30a | 〃 |
| 9 | 施設野菜Ⅱ(トマト) | トマト(長期どり)32a | 〃 |
| 10 | 施設野菜Ⅲ(イチゴ) | イチゴ(促成・土耕)20a、イチゴ(促成・高設)10a | 〃 |
| 11 | 施設野菜Ⅳ(その他) | ミツバ(水耕)40a | 〃 |
| 12 | 施設野菜Ⅴ(ナス+キュウリ:無加温) | 半促成ナス33a、抑制キュウリ33a | 〃 |
| 13 | 露地野菜Ⅰ(ネギ+キャベツ) | ネギ(夏秋どり)50a、ネギ(秋冬どり)80a、キャベツ(冬どり)40a | 〃 |
| 14 | 露地野菜Ⅱ(ブロッコリー+ホレンソウ+エダマメ+タマネギ) | ブロッコリー100a、ホレンソウ70a、エダマメ80a、タマネギ80a | 〃 |
| 15 | 露地野菜Ⅲ(その他) | ナス30a、ネギ(秋冬どり)70a | 〃 |
| 16 | 果樹 | ナシ100a | 〃 |
| 17 | 施設花き | バラ(周年)40a | 〃 |
| 18 | 露地花き | 枝物(ハナモモ)160a、枝物(ヤギギ類)500a、コキク30a | 〃 |
| 19 | 施設鉢物 | シクラマン20a、カーネーション20a | 〃 |
| 20 | 菌茸+露地野菜 | シイタケ20,000本、露地ナス20a | 〃 |
| 21 | 酪農+水稲 | 経産牛30頭(つなぎ飼い飼養)、育成牛13頭、水稲100a、飼料作物300a | 〃 |
| 22 | 肉用牛+水稲 | 繁殖和牛50頭、水稲400a、飼料作物800a | 〃 |
| 23 | 施設野菜+水稲 | イチゴ(促成・土耕)30a、水稲200a | 〃 |
| 24 | 露地野菜+養蚕 | ホレンソウ100a、養蚕30箱 | 〃 |
| 25 | 水田作協業Ⅰ(水稲+麦+大豆) | 水稲1,800a、小麦3,000a、大豆1,200a | 組織経営 |
| 26 | 水田作協業Ⅱ(水稲+麦+露地野菜) | 水稲2,800a、小麦3,000a、ブロッコリー200a等 | 〃 |
| 27 | 水田作協業Ⅲ(水稲+麦+飼料イネ) | 水稲1,800a、小麦3,000a、飼料イネ(WCS)1,200a | 〃 |

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

今後は、施設型農業の規模の拡大に加え、畜産や米麦等を組み合わせた土地利用型複合経営についても、一層の農地集積の推進により規模の拡大を図る。

一方、都市化の進展に伴い農業地域での開発が進み、土地持ちの非農家や自給的農家、兼業農家では農地を資産として保有する傾向が強く、規模拡大を志向する農家への農地の集積・集約化が思うように促進されない一面もある。しかし、農業情勢にとどまらず、社会・経済情勢が大きな変革期を迎えており、未利用地の増加に伴い、農地の集積・集約化による農地利用が不可欠である。

そこで、これらの農地を担い手となるべき経営感覚に優れた農家や農業生産組織に集積するため、後に記す各種制度の活用を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

地域農業集団の育成対策として、次の4項目を基本的方向とする。

① 認定農業者への集中的かつ重点的な支援の実施

基盤強化法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体と協働しつつ、制度の積極的活用を図る。

② 集落営農法人への運営支援

集落営農組合の法人化への誘導により設立された多くの農事組合法人に対し、関係機関、関係団体と連携し、営農相談、栽培技術等の支援及び研修会を開催し、更なる農業経営の発展を促す。

③ 農地の有効利用の促進

農地の有効利用の促進を図るため、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図る。また、関係機関、関係団体と連携し、地域における土地利用調整を集団化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な担い手に対しては、農地が集積されるよう農地利用最適化推進委員会を中心に掘り起こし活動を継続して実施し、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

④ 多様な担い手の育成

④-1：新たに農業への参入を希望し、農業により自立しようとする意欲と能力を有すると認められる個人を重要な担い手として確保・育成する。

④-2：農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結

や、農業経営改善計画の共同申請を推進し、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。

- ④-3：小規模経営農家、高齢農家等の意欲と一定の農業技術を有する個人及び企業等に対しても、それぞれの能力や経営を活かした役割を明確化し、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくようにする。

農業従事者や担い手が減少する中、農地の集積・集約化を推進した結果、担い手農業者への農地利用集積面積は年々増加傾向にある。

しかし、借り受け農地は散在しがちであり、農地間の移動に時間がかかることや、区画としての一体利用が困難であるという、農業経営の効率化につながり難いという課題がある。

そこで、JA前橋市等と連携し、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等を推進し、効率的な作業が可能となる農地の集約化を実現していく。

〔農用地の集約化対策〕

【農地中間管理事業】

群馬県農業公社、JA前橋市等と連携し、借受希望が出ている認定農業者等と貸付希望農地のマッチングを行い、認定農業者等の担い手への効率的な農地利用集積を推進する。

【農業経営基盤強化促進事業】

農業委員、農地利用最適化推進委員により収集された農地情報、地域農業者情報に基づき、JA前橋市等と連携し、農地利用最適化推進委員を中心に、戸別訪問や地域での利用調整活動を行い、認定農業者等の担い手への農地利用集積を推進する。

【農地移動適正化あっせん事業】

農振計画に基づき、農用地区域に設定された農地について、その農地の農業上の利用を確保するとともに、認定農業者等の担い手への農地利用集積を推進して規模拡大を図るとともに、農地の集団化を図る。

米麦と畜産による複合経営や施設園芸の専作化が進む中、米麦作において集落を単位とした集落営農組合が組織され、法人化も進んでおり、共同作業が推進されてきた。これらの地域では、この共同化により、生産コストの削減や労働力の省力化が図られた結果、個々の農業経営において、基幹部門である畜産、野菜、花き等の生産拡大や経営の合理化が進み、農業経営の安定化が図られてきた。

今後においても、従来の共同作業の流れを加速させ、安定した農業経営の確立を図る。

また、野菜や果樹、花きについては、農業協同組合内の部会や協議会等の農業生産組織があり、統一ブランドによる販売や共同作業による生産活動が行われている。これらの農業生産組織は、地域の複数の農業者が農作業の共同化や農産物の共同出荷を行うため組織されたものであり、効率的な生産単位として、また、地域の農業生産力の確保と地域農業の担い手として重要な役割を果たしている。

今後においても、認定農業者等の担い手の育成を図るとともに、農業生産組織の法人化に向けた検討を行っていく。

また、環境に対する関心が高まる社会情勢の中、耕種農家と畜産農家との補完関係を再構築していくことは不可欠である。耕畜連携により、家畜排せつ物の堆肥化を進めるとともに、その有効活用による地力増進と維持を図り、資源循環型農業の推進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項無し

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業生産をさらに安定的に維持発展させていくためには、内外の諸情勢の変化や国の農業施策の展開方向等を見極めながら、需要の動向に即した農業生産の再編成、スマート農業技術等による省力化、労働力の確保や生産性向上対策等を、農業者の創意と自主性を基調として、積極的に進めていく必要がある。したがって、今後の生産対策の推進に当たっては、従来の近郊型農業の推進に加え、地域の特性を活かした農業生産の総合振興を基本目標とし、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出する農業の6次産業化を推進し、地域農業の活性化を図っていく必要がある。

このような基本的方向に即して技術改善による生産性の向上に加え、生産・流通・加工・販売等を通じた組織の育成とあわせて、収益性の高い農業経営の確立と多様な労働力を活かした農村の活性化を促進するため、次の4つの考え方にに基づき、計画的な近代化施設整備を推進する。

① 多様化する消費者・実需者ニーズへ対応するため、ソフト面の支援を行う他、品質の向上、出荷時期の拡大等、産地水準の向上につながる施設整備を行う。

多様化する消費者・実需者ニーズへ対応するため、品質の向上、出荷時期の拡大等、産地水準の向上につながる施設整備を推進する。

一方、農産物の安全性に関わる管理、生産から販売に至るまでの履歴情報が求められている。

そのため、GAP（農業生産工程管理）の取得等により、農業者の安全確保・安全な農産物の生産・農作物の品質向上を図り、農作業の各工程の記録・点検を行い、環境にやさしい農業を実践しながら、消費者や市場に安全性をPRできる仕組み作りを推進する。

② 市場競争力を強化するための施設整備を行う。

本市の栽培立地条件を活かし、JA前橋市を事業主体としたハウス等のリース事業や補助事業を活用した施設整備を推進するとともに、共同集出荷所やきゅうり・なす選果場の利活用による一元集荷的多販売により市場競争力を強化する。

③ 「耕畜連携」、「資源循環型農業」を推進するための機械導入等を行う。

耕畜連携を進め、堆肥の利用拡大を図りながら「畜産バイオマス活用施設」の整備を視野に入れ、資源循環型農業を推進する。

さらに、良質な堆肥の製造と利用を促進させるため、その生産及び散布に必要な機械等の助成を行う。

④ 赤城の恵ブランド認証を見据えた「地産地消」を推進するための施設整備を行う。

地産地消を推進するため、「つくる農業」から「売る農業」への取り組みは重要であり、農業者自らが加工品製造の第2次産業や販売の第3次産業までチャレンジできる6次産業化に向けた環境の整備を行う必要がある。

このため、赤城の恵ブランド認証を見据えた新たな加工品の創出に対する取り組みや、本市内にある農産物加工施設の効果的な活用の周知とあわせ、起業家の加工施設の整備等に対して支援を行っていく。

これにより、加工農産物生産体制の確立と農村女性の活力や地域資源を活用した農村の活性化を図り、地産地消を推進する。

作目別・近代化施設の整備に対する考え方

◇ 米麦：

主要穀類については、生産、流通、販売対策に至るまで総合的な施策展開を図り、安定生産を目指す。それにより、産地間競争に対応できる力強い産地形成を図る。

また、現在、集落営農組織は41組織あるが、その内39組織が法人化している。

これを活かし、今後とも米麦作業の担い手となる認定農業者や集落営農法人等を引き続き育成・強化し、高性能な大・中型農業用機械や施設の拡充を図り、安全安心な消費者ニーズに対応した生産を推進していく。

整備方向の具体策として、生産者の利便性、労働環境の改善を図るとともに、適正・同一管理による品質の高位平準化を一層推進するため、分散しているライスセンター等の利用再編と施設整備に対する支援を行う。

◇ 野菜：

野菜生産にあつては、労力を最も多く要するのは、選別・出荷作業である。このことから、コンテナ出荷による規格の簡素化や、選別作業等の省力化と経営の規模拡大を図るため、きゅうり・なす選果場の活用を推進し、「選ばれる商品力」と本市独自の「発信力」の確立を図る。

また、JA前橋市野菜育苗センターの有効利用や定植機の活用により、省力化や低コスト生産を推進する。

さらに、ハウスにおける光熱費の削減を推進するため、次世代施設園芸の導入等、省エネルギー効果が高くなる地域資源と先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設の建設に対し支援を行う。

◇ 花き：

施設花きの中心を成すバラ栽培にあつては、栽培面積、農業産出額ともに県内1位であり、県の基幹花きとして栽培されているが、コスト削減、高品質生産・流通、オリジナル品種の創出等に取り組んでいく必要がある。

このことから、光合成に適した栽培環境を整え、生産性を高め、単位面積当たりの収穫本数の増加や品質の向上を図るため、炭酸ガス発生機や細霧冷房等の環境制御機器の導入をし、気候に応じた運用をしている。今後は、「被覆資材」に対する支援を推進する。

さらに、オリジナル品種を創出するため、品種改良に要する費用等に対し支援を行うとともに、生産を拡大するために必要なハウスの建設に対し支援を行う。

◇ 果樹：

高品質な果樹の生産量の確保と経営の安定化を図るため、多目的防災網等の導入支援を行う。

また、果樹園等の適正管理を推進するため、剪定枝処理機器の導入支援を行う。

◇ 養蚕：

伝統ある養蚕の担い手の確保と高品質な繭の生産量の確保のため生産費等の助成による支援を行う。

さらに、繭の高付加価値化と蚕糸技術を利用した新たな蚕業の創出を図るため、遺伝子組換え蚕の農家での飼育に対して飼育費等の助成による支援を行う。

◇ きのこと：

安全・安心の確保や生産基盤の整備に向けた取り組みにより生産量の回復を図り、生産者の経営を安定させるため、植菌原木購入に対する支援や、効率性のある栽培につながる生産施設整備に対して支援を行う。

◇ 畜産：

飼料生産基盤の確保による自給率の向上を図るとともに、大型機械の利用に適應する生産集団を育成し、経営の合理化と生産基盤の強化を図るため、飼料作物の作付け拡大、稲わらの有効活用を図るための施設整備や良質な堆肥製造に必要な施設整備に対する支援を行い、「耕畜連携」と「資源循環型農業」を推進する。これに伴い、地域力を活かした「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

特に、飼料用稲の自給飼料の向上と堆肥の流通促進を図る耕畜連携事業を推進するため、ソフト・ハード面の支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギー等の新たな活用方法を研究するとともに、有用な堆肥化施設等の整備に対して支援を行い、家畜排せつ物の適正管理と有効利用を図る。

さらに、機械導入に対する補助、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化、水質汚濁防止法の改正に対応した高度処理装置の設置等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

家畜衛生について、本市でも発生した豚熱や全国的に感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策の強化を図るため、県が行う飼養衛生管理にかかる指導に協力し、家畜伝染病の発生予防に努めるとともに、畜産農家に自衛防疫の周知徹底を図り、予防体制を維持・強化する。

(ア) 上川淵地区

米麦作にあっては、組織化が進んでおり、大型機械による作業受託が行われ、1集落営農法人による効率的な生産体制の確立や農地の有効利用が推進されている。

今後とも、ライスセンターを核とした集落営農を推進し、稲作の合理化、麦作の振興を進める。

また、ライスセンター等の集出荷施設等の近代化施設整備が行われており、他地域の先導的な地域である。今後は、土地利用の高度化を目指した施設の有効活用を推進し、畜産や米麦等の土地利用型複合経営による規模拡大と、トマトやイチゴ栽培を中心とした施設園芸農家等の集約型経営による経営安定を図る。

このため、生産性を高める施設について重点的な整備を推進する。

(イ) 南部地区

米麦作にあっては、組織化が進んでおり、大型機械による作業受託が行われ、現在、10集落営農法人による効率的な生産体制の確立や農地の有効利用が推進されている。

今後とも、ライスセンターを核とした集落営農を推進し、稲作の合理化、麦作の

振興を進める。

施設園芸にあつては、ミツバの水耕栽培と雨よけパイプハウス（促成栽培）によるシュンギクの栽培を中心とした集約型経営が特徴となっている。

畜産にあつては、乳牛と肉用牛が飼養され、そのほとんどは地区内の庭先飼育である。今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲の有効活用を図るための機械導入や良質な堆肥利用に必要な機械導入に対する支援を行い、「耕畜連携」と「資源循環型農業」を推進するとともに、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図り、地域住民の理解を得て経営を行う。

さらに、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

(ウ) 芳賀地区

畜産を主体とした専業型経営、バラ栽培を中心とした施設園芸農家等の集約型経営並びに花木栽培が行われている。

作業受託を中心とした水田作の機械化一貫体系が推進され、ライスセンターを利用した収穫調製に至るまでの作業体系が確立されている。

施設花きの中心を成すバラ栽培にあつては、団地化が図られJA前橋市への系統出荷が推進されている。また、枝物生産についてもJA前橋市への系統出荷が推進されているが、高齢化に伴い、切り取りが行われず、出荷されずに残ってしまっている枝物もあるため、出荷する際に枝物を自動で束ねる結束機等の導入を推進する。

畜産にあつては、嶺、小坂子を中心として、比較的大規模な経営を行っている畜産農家が点在している。今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲・麦の有効活用を図るための機械導入や良質な堆肥生産に対する支援を行い、「耕畜連携」と地域内流通を見据えた「資源循環型農業」を推進する。また、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図る。

さらに、機械導入に対する補助、優良な素畜の導入事業、及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

(エ) 桂萱地区

本地区では、施設園芸（キュウリ等）、露地野菜（オクラ、ブロッコリー等）が水田作の複合作目として農業経営の重要な柱として農業経営の重要な作目となっている。

米麦作にあつては、組織化が進んでおり、大型機械による作業受託が行われ、現在、2集落営農法人及び2集落営農組合による効率的な生産体制の確立や農地の有効利用が行われている。

今後とも、ライスセンターを核とした集落営農を推進し、稲作の合理化、麦作の振興を進める。

キュウリ栽培にあつては、高品質規格で収穫位置が一定となる「つる下ろし栽培」が定着してきているが、つる下ろし作業に労力と時間を要することから、今後は「省力化誘引具」等の省力化を図るための施設整備を推進するとともに、特別栽培（減化学肥料、減農薬）を行うための施設整備を推進し、秀品率の高位安定化を図る。

(オ) 総社地区

本地区では、米作については育苗から収穫に至るまでの機械化一貫作業体系により、合理化及び省力化を目指す。

野菜にあっては、栽培技術の向上と流通面での改善を図る。

畜産にあっては、企業化された大規模養鶏関係の認定農業者がおり、市内外で生産を行っている。

(カ) 南橘地区

本地区では、地域農業の推進により、中核的農家の育成・確保を目指す。栽培技術の改善により市場性の高い野菜の出荷を推進しながら、地域の基幹作目となっている米作と露地野菜を結合した土地利用型複合経営の安定化を図る。

畜産にあっては、堆肥利用を促進するため耕畜連携を推進し、他作目との連携により経営の安定化を図る。

(キ) 清里地区

本地区の米作は、J A前橋市清里ライスセンターが平成26年に廃止されたことから、現在では富士見や桂萱等の他地域のライスセンターを利用した収穫調製作業が行われている。

畜産にあっては、良質な堆肥製造を行い、「耕畜連携」と「資源循環型農業」を推進する。

(ク) 木瀬地区

本地区の米麦作にあっては、育苗から収穫、出荷に至るまで、大型機械化による一貫作業体系が確立されている。当地区は9集落営農法人が組織されており、大型機械による作業受託を中心とした機械化一貫体系が確立されている。また、「第2次農業構造改善事業」によって、カントリーエレベーターが設置されており、その他のライスセンターと合わせて水田作の近代化が図られている。今後は、これらの施設を核とした集落営農をさらに推進し、稲作の合理化、麦作の振興を進める。

施設園芸にあっては、露地野菜の集団栽培や水田作との結合による複合経営の安定化を図る。

果樹にあっては、大島梨としてブランドが確立されている他、団地化が推進されており、直売を中心とした販売方法が特徴である。今後においても、多目的防災網・剪枝処理機等の導入支援や複合経営による作業の平準化等を推進するとともに、魅力ある果樹生産経営を構築し、担い手の育成に努める。

施設花きにあっては、ユリ等の高度な栽培技術を有する特色ある品目を栽培する農業者がおり、その他、スターチス等の栽培も行われている。

酪農にあっては、地区内に点在している現状である。今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲・麦の有効活用を図るための機械導入や「耕畜連携」と「資源循環型農業」を推進するとともに、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図る。

さらに、作業機械等の導入に対する補助、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

(ケ) 荒砥地区

本地域は、「第2次農業構造改善事業」によってライスセンター等が設置され、「新農業構造改善事業」でも同施設をはじめ、構造改善センターや集落センター等が設置されている。今後においても、これらの施設を総合的に利活用し、本市の農業振興の重点地区として近代化施設整備を推進していく。

現在、10集落営農法人が組織されており、大型機械による作業受託を中心とし

た機械化一貫体系が確立されている。今後とも、ライスセンターを核とした集落営農を推進し、稲作の合理化、麦作の振興を進める。

施設野菜にあっては、近代化施設を核にして、キュウリ、トマト栽培を中心とした施設園芸農家等の集約型経営により規模拡大が図られている。特にキュウリ栽培にあっては、複数の生産出荷組合が組織されており、JA前橋市への系統出荷が推進されている。

現在、高品質規格で収穫位置が一定となる「つる下ろし栽培」が定着してきているが、今後は省力的で規模拡大が容易な「摘心栽培」を選択し、適切な整枝管理や環境制御技術の導入を推進するとともに、特別栽培（減化学肥料、減農薬）を推進し、秀品率の高位安定化を図る。また、選別に伴う労働力を削減するため、平箱出荷による出荷調製作業の省力化を継続する。

露地野菜の中でナス栽培については、市内有数の産地であり、近年、露地栽培の作付けが増加するとともに、雨よけパイプハウス（促成栽培）による作付けも盛んに行われており、共選出荷が主流となっている。

施設花きの中心を成すバラ栽培にあっては、富田町に前橋バラ組合が組織された他、団地化が推進され、本市を代表する生産地を形成している。引き続き施設の維持、更新を進める。

畜産にあっては、市内有数の規模を誇る地域であり、飼養戸数も多く、飼養頭数でも大規模経営を行う農家の占める割合が高い地域となっている。

今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲・麦の有効活用を図るための施設整備や良質な堆肥利用に必要な機械導入に対する支援を行い、「耕畜連携」と地域内循環を見据えた「資源循環型農業」を推進するとともに、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図る。

さらに、作業機械等の導入に対する補助、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

(コ) 大胡地区

本地区の農業経営は従来米麦養蚕が中心であったが、基盤整備の「構造改善事業」及び県営、団体営事業により、農用地の作目別集団化が図られている。

米麦と露地野菜の複合経営や、養豚、酪農、肉用牛を主体とした法人化の大規模畜産経営の他、農業近代化施設を核としたキュウリ、イチゴ等を基幹とした施設園芸が盛んであり、専業型経営の農業生産の安定化が図られている。

畜産にあっては本地区の基幹作目であり、近代化施設整備が推進されている。

今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲の有効活用を図るため、「耕畜連携」と「資源循環型農業」を推進するとともに、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図る。

さらに、作業機械等の導入に対する補助、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

(サ) 宮城地区

本地区は、米麦作は作業委託を中心に進められてきた経緯がある。現在、2集落営農法人が組織されているが、今後とも地域農業の推進を図り、「農業生産体質強化総合推進対策事業」によって設置されたントリーエレベーター等の近代化施設を利活用し、稲作の合理化、麦作の振興を進める。

施設野菜、露地野菜ともに収益性を高め、特に露地野菜は集団栽培や水田作との結合によって複合経営の安定化を図る。そのために、消費者のニーズに対応すべく、保冷库や集出荷施設の施設整備等を推進する。

枝物・花きについては、消費者ニーズに対応できるように、需要と動向にあった品目選定と組合せによる生産体系を確立するとともに、栽培技術の高位平準化を行い、低コスト、高品質、高付加価値を図り、機械化を進め、生産の維持に努める。

畜産にあっては市内最大の農家数を誇る地域であり、近代化施設整備が推進されている。

今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲・麦の有効活用を図るための施設整備や良質な堆肥利用に必要な機械導入に対する支援を行い、「耕畜連携」と「資源循環型農業」を推進するとともに、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図る。

さらに、作業機械等の導入に対する補助、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

(シ) 粕川地区

本地区の米麦作は、JA前橋市粕川ライスセンターが平成26年に廃止されたことから、現在では宮城地区等の他地域のライスセンターを利用した収穫調製作業が行われている。現在、5集落営農法人が組織されており、水田作の近代化が図られている。

また、大豆が水田の転作作物として作付けされ、団地化してブロックローテーションにより生産されている。ブランドの確立、また、地産地消の拡大を目的とし、生産・豆腐加工・販売の一貫経営まで行う組織が設立されている。

施設野菜にあっては、近代化施設を核にして、キュウリ栽培、また、無加温ハウスのナスやモロヘイヤを中心とした施設園芸農家による生産出荷組合が組織されており、JA前橋市への系統出荷が推進されている。

畜産にあっては、家畜排せつ物法の施行や高齢化等により、飼養戸数は減少したものの、飼養頭数を増加させ、規模拡大を図る農家が多い傾向にある。

今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲の有効活用を図るための施設整備や堆肥利用をするための「耕畜連携」と「資源循環型農業」を推進するとともに、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図る。

さらに、作業機械等の導入に対する補助、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

(ス) 富士見地区

本地区の農業近代化施設は、構造改善事業を中心とする近代化整備事業を導入し、自立経営農家育成を目的に農業構造の改善を推進してきた。

施設園芸、野菜、花き等については、栽培立地条件を活かした施設の整備を行うとともに共販体制を確立し、市場性を高め、産地化を図るために共同集出荷所の利活用を行う。

基幹作物となっている米麦作にあっては、自立及び担い手農家を中心として組織が整備され、作業受委託農家を含めて育苗から収穫調製に至る一貫作業体系がおおむね地域別に確立されている。

畜産にあっては本地区の基幹作物であり、近代化施設整備が推進されている。

今後は、飼料作物の作付け拡大、飼料用稲・麦の有効活用を図るための施設整備や堆肥利用をするための「耕蓄連携」と「資源循環型農業」を推進するとともに、これに伴う「組織体制の構築」に向けた支援を行う。

また、家畜排せつ物を有機質資源と考え、バイオマスエネルギーとしての新たな活用方法を研究するとともに、家畜排せつ物の適正管理を図る。

さらに、作業機械等の導入に対する補助、優良な素畜の導入事業及び家畜防疫体制の維持強化等に対して支援を行い、畜産経営の安定化を図る。

2 農業近代化施設整備計画

特記事項無し

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項無し

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の就農形態は、農家子弟によるUターンの親元就農が大半を占めているが、近年は新規参入者も増加傾向にある。また、農業法人への雇用就農、他産業従事者の新規参入等の新たな傾向が見られる。就農後の経営を順調に行うためには、就農前の農業技術の習得、経営管理能力の習得・向上が大きな課題となっている。

そこで、農業を担うべき者の育成・確保のために、人材育成、支援活動等のソフト面での支援を中心に行っていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

特記事項無し

3 農業を担うべき者のための支援の活動

意欲と能力のある農業者による農業経営の発展を図るため、これを支援する「農業経営基盤強化促進事業」や、本市農業の担い手の確保・育成に向けた各種施策を総合的に実施する。

なお、具体的な支援策については下記のとおりである。

- ① 就農対策として、就農相談活動を充実するとともに、農業生産技術の習得、農地・施設の確保等に対する支援を行い、市外から転入する新規参入者に対し定住促進も含め、新規参入者の定着対策として安心して就農できる体系的環境整備に努める。
- ② 就農に関する相談活動及び栽培技術・経営管理能力等の向上に対する支援を強化する。

◇ 安心して就農できる体系的環境整備の推進：

近年の就農形態は、農家子弟によるUターンの親元就農以外に、農業法人への雇用就農、他産業従事者の新規参入等の新たな傾向が見られる。

このことから、他産業を定年退職後、集落営農法人等に参加し、オペレーターとして営農に参加する就農者や、株式会社の業務としての就農など、従来では想定されていなかった就農形態に対応する必要がある。

このことから、これら多様な担い手に対し、農業生産技術の習得に加えて、農地・施設の確保等、安心して就農できる体系的環境整備に努める。

市外から転入する新規参入者に対し定住促進を図るため、新規に農地、農業用施設を借りるための支援を行い、地域の担い手の確保に努める。

◇ 就農に関する研修会、講習会等の開催：

本市で雇用する県普及指導員OBの技術専門員による指導・相談体制の充実強化はもとより、県関係機関、認定農業者組織である前橋市認定農業者連絡協議会や前橋市集落営農組合連絡協議会、前橋市担い手育成総合支援協議会等との連携により、農業者が自立できるよう、研修会、講習会等を開催し、就農に関する情報の提供の他、栽培技術の習得や経営管理能力等の向上に対する支援を強化していく。

③ 経営改善による地域農業の担い手を確保・育成する。

- ◇ 地域農業の担い手となるべき認定農業者等の確保を図るとともに、そのための総合的な環境整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

④ 農地中間管理機構の機能を最大限に活用する。

- ◇ 土地利用型農業の担い手に対しては、農業公社が有する農地中間管理機構の機能を最大限に活用し、農地、農業施設・機械等の情報提供とあわせ、農地中間管理事業により、農地の円滑な取得を支援する。また、「農地利用集積等促進事業」、「農地移動適正化あっせん事業」等により、農地の利用集積を推進する。加えて、作業効率の向上を図るため、連坦した面的集積に努め、土地利用型農業の経営基盤の確立を支援する。
- ◇ 農地の取得による規模拡大を図る担い手に対しては、制度資金の活用指導、利子補給などの支援を行う。
- ◇ 農地の集積事業においては、地域の農地利用最適化推進委員及び農業委員が中心となり、担い手の経営情報、農地の貸し手情報等を把握し、群馬県農業公社、JA前橋市等関係団体と充分連携した利用調整活動を推進する。

⑤ 経営面では、高齢者や女性が農業経営に参画し、個人の地位を確保した活気ある経営体を目指す。

- ◇ 家族経営協定の締結を促進し、個々の経営体の中で、女性や高齢者がそれぞれの視点、経験を活かし、活力ある経営体を育成する。

⑥ 農家所得の向上や農村地域の活性化を図る消費拡大対策を推進する。

- ◇ 東南アジア諸国等への本市農畜産物の輸出の動きもあることから、群馬県や関係機関等と連携を図り、販売促進活動を進め、農業所得の向上を図る。
- ◇ 地域資源の特性を活用した農畜産物の生産から加工、販売までを行う農業の6次産業化を進め、農業所得の向上を図るとともに、観光業など農業以外の分野との連携を進め、農村地域の活性化を図る。
- ◇ 農産物直売所機能を最大限活用し、地産地消から地産他消への展開を図る。

⑦ 交流や学びの出来る研修の場を創出し、自立した優れた経営感覚を持つ農業経営体を育成する。

- ◇ 女性起業家を含め、多様な農業を担う者同士が集まり、交流や学びのできる研修の場を創設する。
この中で、事例発表、意見交換等を行いながら、生産から販売に至る総合的な知識・技術の習得を目指す。
これにより、自立した優れた経営感覚を持つ農業経営体を育成する。

⑧ 「農業・農村の持つ多面的機能」について、市民に理解を促す施策を展開し、

この取り組みを通じて、就農志向者の確保を図る。

- ◇ 農業・農村の機能は、食料生産のみでなく、都市近郊の緑地帯としての自然環境の保持、水源のかん養など、多面的なものである。景観作物の作付けなど、都市住民を引きつける試みを行うことで、農業・農村への関心を高め、就農志向者の確保を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項無し

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

経済情勢の変化から、本市においても第2次・第3次産業の進展とあいまって、農業従事者（農家世帯員）の他産業への就業が著しく増加している。

米麦作を中心に土地利用型農業部門においては、兼業農家（兼業従事者）が農業生産の相当部分を担っており、他産業への恒常的勤務、農閑期等における余剰労働力を活用したパート等の就業により農家所得の向上が図られている。これにより、意欲ある農業者等への農地の利用集積も進んでいる。

しかしながら、地域農業の中核を担ってきた高齢農業者の大量リタイアが見込まれている反面、新規就農者が極めて少ないこと、他産業への中高年齢者の就業機会が少ないこと等、農業従事者及び農家世帯員を中心とした就業構造に関する課題も多い。

今後とも、幅広い人材の確保・育成を図り、優れた経営感覚を持った農業者が地域農業の中心を担う農業構造を実現する必要があることから、認定農業者等の担い手を中心とした生産性の高い農業生産体制の確立と担い手の確保育成等の農業構造の改善を図るため、農業従事者の意欲と労力に応じた就業機会の確保等、農業従事者の安定的な就業の促進に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

- ① 「ジョブセンターまえばし」等との連携により、認定農業者や集落営農法人等から人材募集に対する情報を入手し、雇用就農を希望する農業従事者に対して情報を発信する等、雇用就農につながるマッチング支援を行い、安定的な就業の促進を図る。
- ② 農業の6次産業化を目的とした施設整備や農産物加工施設、農産物直売所、選果施設等の施設整備に対して支援を行う際には、農業従事者を優先して雇用するよう働きかける等、就業の機会の創出に向けた取り組みを推進する。

3 農業従事者就業促進施設

特記事項無し

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項無し

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業振興地域は市街地を取り囲んで設定されており、自家用車でのアクセスが容易な市街地辺縁部での開発傾向が顕著に現れている。また、高度経済成長期を経て、農業集落内は、農振法施行以前から非農業者、兼業農家の混住化が進み、都市型生活様式への志向が強まった状況にある。さらに、土地基盤の整備と近代化施設の整備等は優先的に行われたが、農業生産と生活の場が同一空間で営まれることが多く、特に、中山間地域等の小さな農業集落ではこの傾向が顕著である。

このような状況下において、農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化による規模拡大の推進や生産性を向上させるため、農業従事者の良好な営農環境を確保するための施設整備や保全を行うことが重要である。

今後とも、農業・農村の有する多面的機能が将来に渡って一層発揮されるよう、地域住民の理解と参加を得ながら、農村の自然、景観、文化等の農村環境に配慮した農業生産基盤と生活環境基盤を一体的に整備し、快適で暮らしやすい農村の構築を図る必要があることから、以下の2項目を生活環境施設の整備目標として推進していく。

① 農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を推進する。

水田や畑の整備に併せて、生活の「利便性」の向上に寄与する施設等の整備を一体的に推進する。また、農村の「文化性」、生活の「快適性」を維持する施設整備を推進する。

② 産業・観光等の地域振興に寄与し、快適で安心して暮らせる生活環境を提供する農道整備を推進する。

農村環境の改善や集出荷の利便性向上に供し、地域の振興を図るため、農道の整備を推進する。

上記の目標を具現化するため、次の4項目を基本的方向として、計画的な生活環境施設整備を推進する。

① 「快適性」を高める施設整備を推進する。

自然環境を考慮しながら、農村の持つ快適性の維持・増進に努める必要がある。そのために、集落内コミュニティ施設の有効活用と適正な維持管理に努めるとともに、都市住民と力を合わせた自然環境を守る活動を推進する。

② 農村の「文化性」の維持・向上に配慮した施設整備を推進する。

現在の都市化、情報化は一層推進されることが予想されるが、一方で従来型農村社会で形成されてきたコミュニティが希薄となることが懸念される。

また、農業の合理化に伴う生活水準の向上により、多種・多様なライフスタイルが定着し、余暇の利用についても多様化が進んでいる。

このため、コミュニティ施設やレクリエーションの場等の施設維持管理を推進するとともに、農村環境整備に取り組み、地域に根付いた「文化性」の維持・向上に努める。

③ 農村地域における汚水処理の着実な実施を図る。

農村地域の水質を保全し、生活環境の向上を図るために、下水道や農業集落排水の整備等を計画的に推進する。

④ 「利便性」を確保するための施設整備を推進する。

農道の整備に伴い、やむを得ない状況として一般車両の交通量の増加という問題が発生しており、交通事故発生率の増加が懸念される状況にある。

このことから、通作や集出荷等農業経営の利便性を高めるための集落内道路等の整備を推進する。

2 生活環境施設整備計画

特記事項無し

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項無し

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活環境施設整備計画としても、上細井中西部の区画整理を位置付けており、事業実施により農地を整形し、農業の担い手への農地集積を行っていく。

また、大型トラクターなどの農業用機械の利用が不便なく行えるようにするとともに、農作業や農産物の搬出が円滑に行えるよう、道路網についても整備を行っていく計画である。

その中で、農道整備と合わせ、国道17号上武道路の平面交差から県道四ツ塚・原之郷・前橋線に至る南北の道路については、土地改良区域内の基幹道路と位置付け、利便性の高い道路整備を行っていく。

また、土地改良区域と富士見町境の東西の道路についても、生活環境基盤の一体的な整備と位置付け、土地改良区域の外周道路として整備を行っていく。

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号－①、②、③、④、⑤）